


応募方法

● 提出書類

① 応募用紙
以下の商業流通課のWebページ内にある応募用紙をダウンロードしてください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogyo/chiikikouken-taisho2024.html>

② パンフレット等 (任意)
地域貢献活動の内容が分かる資料があれば提出してください。

● 提出期限

2024年9月30日 (月) (必着)

● 提出方法

必要事項を記入した応募用紙を郵送又は電子メールにて以下までお送りください。

提出先 愛知県経済産業局中小企業部
商業流通課街づくりグループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電子メール: shogyo@pref.aichi.lg.jp

● 応募費用

応募や受賞に際して、手数料等はかかりませんが、応募に必要な費用は応募者の負担となります。

審査・選出方法

有識者等で構成される審査委員会を組織し、書類審査とヒアリング等による選考を経て、最終審査で受賞事例を4件程度決定します。

- 一次審査** …… 応募書類により書類審査を行います。
- 二次審査** …… 一次審査の結果を踏まえてヒアリング等を実施します。
- 最終審査** …… 一次審査及び二次審査の結果を踏まえて最終審査を行い、受賞事例を決定します。

● 審査基準

- ①他の主体との連携度
- ②地域ニーズ・地域特性の活用等
- ③生活者目線の度合い
- ④本業との関連性
- ⑤継続性・波及性

受賞発表・表彰式

受賞発表 受賞発表は2025年2月を予定しています。受賞者、受賞内容は商業流通課のWebページ等で発表します。

表彰式 2025年2月に、受賞者に対して表彰式を行う予定です。詳細については追ってお知らせします。

受賞後の広報・PR等への協力をお願い 受賞者に対しては、受賞発表後、各種イベント等での講演や、本賞に関する広報・PR活動への協力をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

表彰の取消し 表彰後に、応募用紙への虚偽記載などが明らかになった場合や、重大な法令違反や行政処分、本賞の受賞に相応しくない事象などが発覚した場合は、受賞を取り消すことがあります。その場合、表彰状等をご返納いただきます。

その他

- 応募状況や、審査状況、受賞者決定前の候補者、審査結果に関する問合せにはお答えできません。
- 審査の公正を期するため、応募内容や応募書類の書き方に関する個別の相談・面会はお受けできません。

《お問い合わせ》 愛知県経済産業局中小企業部 商業流通課街づくりグループ ☎ 052-954-6338 ✉ shogyo@pref.aichi.lg.jp



あいち商業

地域貢献活動 大賞

応募団体募集

応募締切 2024 / 9 / 30 月

あいち商業・地域貢献活動大賞とは

商店街と大規模小売店舗、商工会と自治会・大学など、
地域との連携が積極的に行われている地域貢献活動について、広く公募し、
地域のニーズを踏まえた継続性のある優れた事例について、
その活動団体等(商店街振興組合、商工会、大規模小売店舗、住民団体、自治会、大学など)を
表彰する制度です。



その取り組み

あいち商業・地域貢献活動大賞に

応募してみませんか？

応募・受賞のメリット

- ★ 各受賞団体の活動の認知度がさらに高まります。
- ★ 地域での連携強化、地域商業の活性化につながります。
- ★ 地域貢献活動への新たな「気づき」を得る機会となります。

応募対象となる地域貢献活動

- 県内で取り組まれている**事業者等**^(※1)と**地域が連携**して行う**地域貢献活動**^(※2)
- 応募時点ですでに活動が開始されており、今後も継続的な取り組みが見込まれる活動

※1 高齢者等による地域貢献活動の推進に関する条例第2条第1号に規定する事業者 ※2 地域社会に貢献する自発的な活動

【想定される応募事例】

- **大規模小売店舗と商店街の連携による**大規模小売店舗内での地域特産品の販売コーナーやイベントの実施
- **商店街と大学の連携による**空き店舗を活用した地域コミュニティ拠点の運営
- **商工会と自治会の連携による**買物弱者である高齢者等を支援するための移動販売の実施
- **大規模小売店舗と商工会と自治会の連携による**防犯パトロールや環境美化活動 など

応募資格 次の要件を満たす事業者・団体等を対象とします。

- 1 愛知県内で地域貢献活動を行っている事業者等及び連携している団体等であること。
- 2 応募者は連名で応募すること。ただし、代表団体3者までとし、下記の者がいずれか1者以上含まれていること。

愛知県内に店舗等を有する事業者

条例第2条第1号に規定する事業者をいいます。

愛知県内の地域商業関係団体

条例第2条第1号に規定する地域商業関係団体をいいます。

- 3 応募にあたっては、全ての連携している団体等の了承を得ていること。

※県が不適と判断した応募は受理できません。

事業者等による地域貢献活動の推進に関する条例（抜粋）第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)事業者等 事業者（小売業又はサービス業に属する事業を営む者及び当該事業の用に供するための施設を設置する者をいう。以下同じ。）及び地域商業関係団体（商店街振興組合、商工会、商工会議所その他事業者が組織する公共的な団体又はその連合体をいう。以下同じ。）をいう。

